

稽古中に想定される 「パワハラ」・「セクハラ」等の例

指導者と会員、会員同士又は複数人の間において、当事者の意に反した言動がなされ、当事者の稽古環境を悪化させる場合があります。これらのハラスメントは、人間の尊厳、個人の権利を著しく侵害する行為です。
これらの中には、犯罪に該当するものがあります。

想定されるハラスメントの内容例

- ①稽古上の作法や技を理解していない会員（特に初心者）に対し、指導と称して過度な叱責や暴力的行為を行う。
- ②相手の受身の技術が未熟と理解していながら、指導と称し必要以上に投げ（抑え）の受身を強いて苦痛を与える。
- ③指導者が明確な理由なく、本人にも十分な説明を行わず稽古に参加させない。
- ④指導と称して不必要に相手の胸や尻等に触れる。技の動きの中で、不必要に相手に接触する。
- ⑤差別的発言、暴言、本人の望まない噂の流布等、言葉により相手に苦痛を与える。
- ⑥外見や身体的特徴を嘲る（相手の意に反する性的なものであれば「セクハラ」となります）。
- ⑦相手に対して「女のくせに」「男のくせに」「若いくせに」といった性差や年齢を殊更に指摘する発言を行う。

上記は想定されるケースの一例にすぎません。年長者の「昔はこれくらい普通だった」は通用しません。相手を理解し尊重する姿勢は合気道の稽古をするうえでも非常に大切です。また、セクハラは、言った本人にとって冗談のつもりであってもハラスメントに該当します。特に指導者（もしくは上級者）からのセクハラは、その上下関係から、辛く不快な思いをしていても言い出せずに我慢しているケースがあります。相手が表面上は嫌がっていても、多くの方が不快に感じていることに気付き、自らや周囲が加害者とならないよう言動に注意してください。

「道場及び団体の登録・公認ガイドライン」（9. 事故、不祥事の対応）には、「登録道場および団体に事故や不祥事が生じた場合、その道場および団体が自己の責任において対処してください。また、その顛末をすみやかに（公財）合気会に報告してください。」と記載されております。

登録・公認団体の代表者の皆様には、このガイドラインの自己責任の趣旨を重く受け止め、責任をもって、指導者および会員全員に対して、ハラスメントの防止を周知徹底するよう努めてください。